

国民年金保険料の「令和 6 年度の免除申請」 を 7 月 1 日から受け付けます

〈問合せ〉
市民生活課 国保・年金係
☎ 75-4973

保険料免除制度とは

経済的な理由等で

国民年金保険料を納付する

ことが困難な場合、申請し承認されれば
保険料の全部または一部が免除される
制度です。



● 申請免除制度（全額免除・一部納付）
には、「全額免除」、「4 分の 1 納付」、
「半額納付」、「4 分の 3 納付」の 4 種類
があります。

● 本人、配偶者、世帯主の所得状況など
によって、「全額免除」「一部納付」に
該当するか審査されます。

● 免除承認期間は 7 月から翌年 6 月です。

● 退職または失業、廃業により納付が困
難となった場合など、離職票等の写しを
添付すると免除または猶予を受けるこ
とができる場合があります。

※保険料の免除や猶予を受けず保険料が
未納の状態、万一、障がいや、死亡と
いった不慮の事態が発生すると、障害基
礎年金・遺族基礎年金が受けられない場
合がありますので、年金保険料の納付が
困難な場合は、保険料免除申請をご検討
ください。

申請方法

下記書類等をご持参のうえ、市民生活課 国保・年金係までお越しください。

- ① 年金手帳、基礎年金番号通知書または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ② マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類
- ③ （退職の場合）離職票（1 または 2 のいずれか）、雇用保険受給資格者証など

【ご注意ください】

◎ 申請免除は、前年所得によって可否が審査されますので、「本人」、「配偶者」、「世帯主」
それぞれの所得の申告が必要です。

◎ 一部納付の承認を受けた場合は、一部保険料を納めないと保険料未納期間となります。

マイナ保険証をご利用ください 本年 12 月 2 日から現行の保険証は発行されなくなります

〈問合せ〉
市民生活課 国保・年金係
☎ 75-4973

メリット 1

より良い医療を受ける
ことができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも出来ます。

メリット 2

医療費を 20 円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を 20 円節約でき、自己負担も低くなります。

メリット 3

手続きなしで高額医療の
限度額を超える支払を免除
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。



◎ 本年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降、最長 1 年間（来年 12 月 1 日まで）使用可能です。

※有効期限が 2025（令和 7）年 12 月 1 日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

◎ 本年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます。

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

市民生活課 住民係、浮羽市民課（市民センター 2 階）・医療機関窓口のカードリーダー
マイナポータル・セブン銀行 ATM でマイナンバーカードを
健康保険証としての登録を行ってください。



詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。